

○山梨県警察少年補導職員活動要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 1 2 号 〕

山梨県警察少年補導職員活動要領

第 1 目的

- 1 この要領は、山梨県警察少年補導職員（以下「補導職員」という。）の任務、活動その他必要な事項を定め、少年警察の能率的かつ効果的な活動を図ることを目的とする。
- 2 補導職員の行う少年警察活動に関しては、少年警察活動規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 2 0 号）及び山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成 1 4 年山梨県警察本部訓令第 1 7 号。以下「活動訓令」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 任務

補導職員は、生活安全部人身安全・少年課長又は警察署長（以下「人身安全・少年課長等」という。）の命を受け、その指揮下において、次に掲げる少年警察活動を行うものとする。

なお、(1)から(3)までに掲げる活動については、少年個々の特質に応じた方法により、継続的に行うことが特に必要な活動であることから、補導職員の配置の趣旨を踏まえ、他の活動に優先して取り組むものとする。

(1) 少年相談

少年に関する電話又は面接による相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行の原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携をとりながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じること。

(2) 継続補導

補導少年の非行防止のため特に必要があると認められるとき、又は少年の親権者若しくはこれに代わるべき者、少年の在学する学校の教員又は少年を雇用する雇用主若しくはこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）の依頼があったときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで継続して注意、助言、

指導等を行うこと。また、継続補導に当たっては、少年及び保護者等の日常生活の支障とならないように招致面接指導、家庭訪問による指導等適宜な方法で実施し、さらに、必要により、受持ちの地域警察官、学校、職場等と緊密な連絡及び連携を保持するなどしてその効果的な実施に努めること。

(3) 被害少年に対する継続的支援

少年相談、事件処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で、精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められる者を把握したときは、当該少年に対し保護者等の協力を得るとともに、必要により、カウンセリングアドバイザーその他部内外の専門家の助言・指導を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施するなどその立ち直りのための支援活動を行うこと。

(4) 街頭補導

非行少年等（非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童をいう。以下同じ。）のい集並びに非行が行われやすい場所及び時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、効果的かつ計画的な実施に努めること。また、積極的な声掛け等により、非行少年等の早期発見に努め、発見及び補導した場合には、少年の特性に配慮しながら、少年又は保護者等に必要な注意及び助言を行うこと。

(5) 触法少年事案、ぐ犯少年事案及び不良行為少年事案の処理

触法少年事案、ぐ犯少年事案及び不良行為少年事案を取り扱う場合には、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告その他の処理手続を行うとともに、当該事案に係る少年やその保護者等に再非行防止のための必要な注意及び助言を行うこと。

(6) 家出少年への対応

家出少年に関する相談等を受理したときは、山梨県警察行方不明者発見活動要領の制定について（令和5年10月30日付け、例規甲（生企生安）第58号）等に基づき組織的な対応を図るとともに、家出少年を発見及び保護したとき、又は家出少年の帰宅を確認したときは、当該少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校・職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究

明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うこと。

(7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、児童相談所に通告するほか、学校・保健所をはじめとする関係機関等と共に少年サポートチームを編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うこと。

(8) 有害環境の浄化

街頭活動やサイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導や協力依頼、関係機関への連絡・通報等により有害環境の浄化活動を行うこと。

(9) 関係機関との連携

家庭、学校、職場その他関係機関、関係団体等と緊密な連絡を保ち、相互に協力ができるように配意すること。特に触法少年事案、ぐ犯少年事案、被害少年事案、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る事案の取扱い等に際しては、緊密な連携を要する学校、児童相談所、福祉事務所その他少年の健全な育成に係る各種施策の推進について連携を要する県及び市町村の担当課等との良好な関係を醸成するように努めるとともに、被害少年に対する継続的支援に資するカウンセリングアドバイザーとの良好な関係を保持すること。

(10) 少年警察広報

少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、地域座談会その他街頭における各種広報活動に、積極的に参加するように努めること。

(11) 基礎資料の整備等

広報活動を効果的に推進し、少年の非行の防止及び保護を図るための施策に資するため、常に少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めること。特に警察が管理する犯罪少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る各種統計資料については、常に整備し、目的に沿った分析資料を作成するとともに、パンフレット等の広報資料の作成等に努めること。

(12) その他人身安全・少年課長等が命ずる事項

第3 事案等の報告

街頭補導、少年相談その他勤務を通して認知した非行少年等の事案で、警察官において速やかに処理することが適当であると認められるものについては、最寄りの警察官に連絡し、その他少年警察活動上必要な事項については、活動訓令に定められている各様式のほか、口頭又は文書により、人身安全・少年課長等に報告すること。

第4 留意事項

1 カウンセリング技術、問題解決能力等の向上

少年の特性についての深い知識と理解、個々の少年の特質に応じた取扱い等についての技術の習得が不可欠なことから、少年相談等における専門的カウンセリング技術及び問題解決能力を向上させるため、部内教養のみならず、部外で開催される各種研修会、講演会等に積極的に参加するなど自己研鑽に努めること。

2 受傷事故防止のための措置

継続補導等で少年及び保護者等に接触する場合には、受傷事故に遭遇することもあることから、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案して警察官の同行、複数による対応等危害防止のための措置を講じること。また、街頭補導は、原則として複数で実施し、危害を受けるおそれのある場所及び時間に実施する場合には、警察官を同行すること。

3 補導職員手帳の携帯等

勤務に際しては、常に少年補導職員手帳を携帯し、身分を明らかにする必要がある場合には、提示すること。

様式略